

費用の配賦について

本資料は、第36回料金制度専門会合（2023年2月24日）でご提出させていただいた弊社資料につきまして、「燃料価格・卸電力市場価格の採録期間見直しに伴う送配電非関連費の変動」及び「レベニューキャップ制度の導入に伴う送配電関連費の変動」を反映の上、ご提出させていただくものです。

2023年4月11日
四国電力株式会社

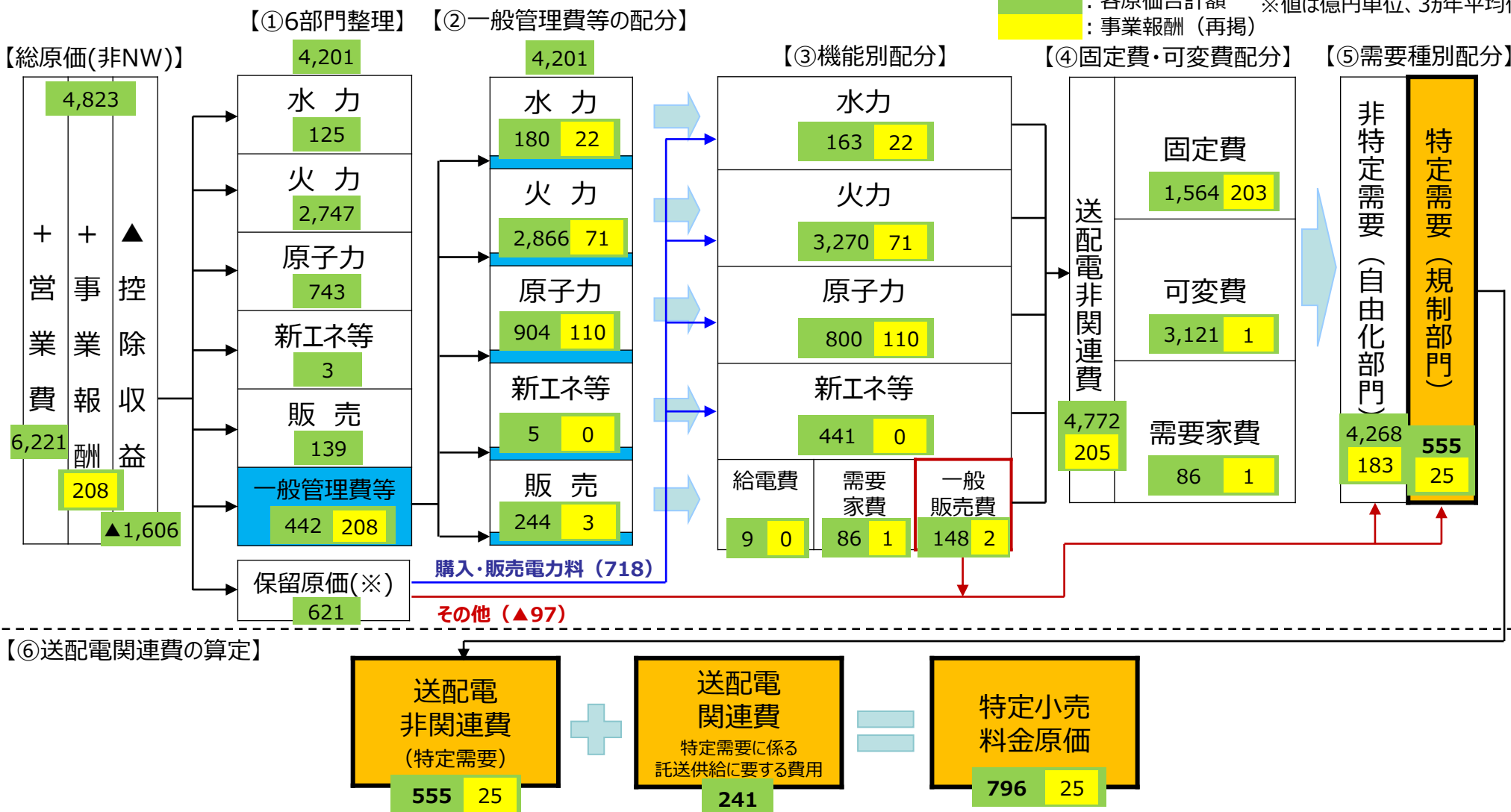
1 費用の配賦（個別原価計算）の概要	・・・2
2 個別原価計算フロー	・・・3
3 6部門整理・一般管理費等の配分	・・・5
（参考）一般管理費等の配分に係る事業者設定基準の設定	・・・7
4 機能別配分（販売費の配分）	・・・8
5 固定費／可変費への配分	・・・10
6 各需要種別への原価配分・保留原価の整理	・・・12
（参考）2:1:1比の算定式と算定結果	・・・14
（参考）需要種別別最大電力の算定方法	・・・15
7 送配電関連費の算定	・・・17
8 費目別の規制部門・自由化部門への配分	・・・19
（参考）規制／自由化部門の原価配分と部門別収支	・・・20

1 費用の配賦（個別原価計算）の概要

2

- 個別原価計算とは、費目ごとに積み上げた会社全体の原価（総原価）を、その機能や性質に応じて、特定需要（規制部門）と非特定需要（自由化部門）に配賦するプロセスであり、経済産業省令（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）に計算ルールが詳細に規定されています。
- 配賦の結果、特定小売料金原価は、送配電非関連費555億円と送配電関連費241億円の計796億円となりました。

■ : 各原価合計額 ※値は億円単位、3年平均値。
■ : 事業報酬（再掲）



(※)保留原価：購入・販売電力料、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、電力費振替勘定(貸)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益

2 個別原価計算フロー（その①）

3

1. 原価等の算定

（2条～5条）

<様式第1・第2>

原価算定期間
(2023-2025年度)

総原価(非NW)
4,823

=

原価等

営業費	事業報酬	控除収益
6,221	208	▲ 1,606

※値は億円単位、3ヵ年平均値。

基礎原価等項目
4,201

保留原価
621

他社購入電源費、非化石証書購入費、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、電力費振替勘定（貸方）、他社販売電源料、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益

2. 原価等の整理

（6条1項）

スライド5～6

6部門整理表

	水力	火力	原子力	新工ネ等	販売	一般管理等	計
基礎原価等項目	125	2,747	743	3	139	442	4,201

3. 一般管理費等を5部門へ配分

（6条2項）

別表第2に掲げる基準

（一部事業者基準を設定）

スライド5～7

	水力	火力	原子力	新工ネ等	販売	一般管理等	計
一般管理費等	54	119	161	2	105	▲ 442	-

※ ABC会計（Actively Based Costing:活動基準原価計算）の手法を活用し、間接費を適切に配賦。

4. 第一次整理原価

（6条3項）

<様式第3>

5部門整理表

	水力	火力	原子力	新工ネ等	販売	一般管理等	計
固有	125	2,747	743	3	139	442	4,201
一般	54	119	161	2	105	▲ 442	-
合計	180	2,866	904	5	244	-	4,201

5. 販売費整理

（6条4項）

<様式第4>

スライド8～9

	水力	火力	原子力	新工ネ等	給電	需要家	一般販売	計
販売費					9	86	148	244

※ 給電費：給電設備に係る費用、需要家費：調定及び集金に係る費用、一般販売費：その他販売費

※ 一般販売は保留原価

6. 送配電非関連費

（6条6項、7条）

7. 固定費・可変費配分

（8条1・2項）

一部指定

（一部事業者基準を設定）

<様式第5>

スライド10～11

	総水力	総火力	総原子力	総新工ネ等	給電	需要家	計
自社	180	2,866	904	5	9	86	4,053
購入販売項目	▲ 16	404	▲ 104	436	-	-	718
計	163	3,270	800	441	9	86	4,772
固定費	175	634	725	19	9		1,564
可変費	▲ 11	2,636	74	421	0		3,121
需要家費						86	86

2 個別原価計算フロー（その②）

4

8. 需要の算定

（9条）

指定

<様式第6>

	<固定費配分比（2:1:1）>	<可変費配分比（発受電量比）>	<需要家費配分比（口数比）>
特定需要	12.018%	10.020%	56.279%
非特定需要	87.982%	89.980%	43.721%

※値は億円単位、3ヵ年平均値。

9. 送配電非関連費の需要

種別への配分（10条）

スライド12~15

	水力	火力	原子力	新エネ等	給電	需要家	計
固定費	175	634	725	19	9	-	1,564
特定需要	21	76	87	2	1		188
非特定需要	154	558	638	17	8		1,376
可変費	▲ 11	2,636	74	421	0	-	3,121
特定需要	▲ 1	264	7	42	0		312
非特定需要	▲ 10	2,372	66	379	0		2,808
需要家費	-	-	-	-	-	86	86
特定需要						48	48
非特定需要						37	37
合計	163	3,270	800	441	9	86	4,772
特定需要	19	340	94	44	1	48	549
非特定需要	143	2,930	705	396	8	37	4,222

10. 保留原価の配分（11~15条）

スライド16

		構成比で配分			構成比で配分				
	原子力廃止関連仮勘定償却費、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益 (11条)	一般販売費 (12条)	小計	電気事業雑収益、預金利息 (13条)	小計	事業税、電力費振替勘定 (貸方) (14条)	総追加項目 (15条)	原価合計	
固定費	▲ 39	48	1,573	▲ 33	1,539	15	▲ 9	1,555	
特定需要	▲ 4	5	189	▲ 4	185	1	▲ 1	186	
非特定需要	▲ 34	42	1,384	▲ 29	1,354	13	▲ 8	1,368	
可変費	-	97	3,218	▲ 69	3,148	31	59	3,180	
特定需要		9	322	▲ 6	315	3	5	318	
非特定需要		87	2,895	▲ 62	2,833	28	53	2,861	
需要家費	-	2	89	▲ 1	87	0	1	88	
特定需要		1	50	▲ 1	49	0	0	49	
非特定需要		1	38	▲ 0	38	0	0	38	
合計	▲ 39	148	4,880	▲ 105	4,775	47	51	4,823	
特定需要	▲ 4	17	561	▲ 12	549	5	5	555	
非特定需要	▲ 34	131	4,319	▲ 92	4,226	42	45	4,268	

※ 控除収益項目はマイナス表示

11. 送配電非関連費及び送配電

関連費等計算表（16条、17条）

<様式第7>

	送配電非関連費										送配電関連費		合計	
	固定費		可変費		需要家費		計	固有	追加	送配電関連費	計			
	固有	追加	固有	追加	固有	追加								
特定需要	188	▲ 1	312	5	48	0	241	549	5	241	796			

スライド17~18

12. 料金の決定等（18条）

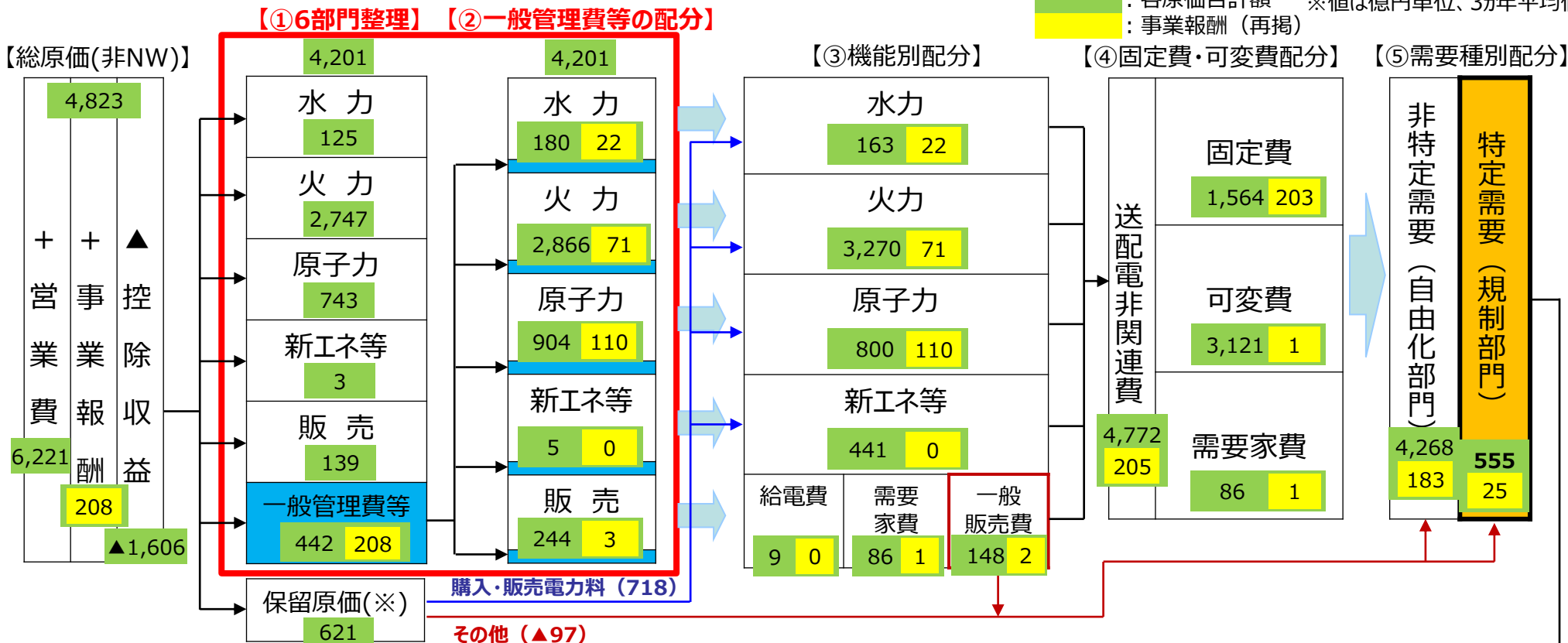
<様式第8>

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	合計	販売電力量 [百万kWh]	単価 [円/kWh]	想定料金収入
特定需要	186	318	49	241	796	2,173	36.64	-

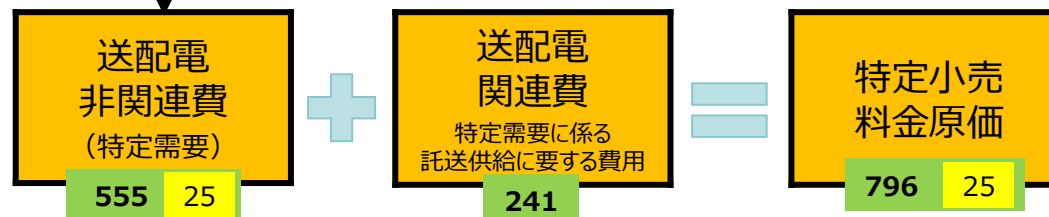
3 6部門整理・一般管理費等の配分

5

■ : 各原価合計額 ※値は億円単位、3ヵ年平均値。
■ : 事業報酬（再掲）



【⑥送配電関連費の算定】



(※)保留原価：購入・販売電力料、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、電力費振替勘定(貸)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益

3 6 部門整理・一般管理費等の配分

6

< 6 部門整理 >

○ 原価等項目ごとに、発生の主な原因を勘案（電気事業会計規則に基づく会計整理の考え方に準拠）して 6 部門に整理します。

< 一般管理費等の配分 >

○ 6 部門整理で一般管理費等に整理された額を、活動基準原価計算（ABC※）の考え方にに基づき 5 部門に配分します。

（１）原価等項目のうち、発生の主な原因に応じて配分が可能な額を 5 部門（水力～販売）に直課整理（「直課」）

（２）特定の部門に直課が困難な額を活動帰属基準又は配賦基準により 5 部門に配分（「帰属」・「配賦」）

※１：「ABC：Activity Based Costing」とは、費用配分の適正性を高めるため、複数部門に共通に関連する費用を、発生の原因に応じて可能な限り各部門に直接整理した上で、残りを客観的・合理的な基準等により配分する手法。

【6 部門整理値及び一般管理費等配分後の 5 部門整理結果】

(単位：億円)

	水力	火力	原子力	新エネ等	販売	合計
固有費	125	2,747	743	3	139	3,759
	69.8%	95.8%	82.2%	58.2%	57.0%	89.5%
一般管理費等	直課	23	63	124	0	213
		13.3%	2.2%	13.8%	6.6%	5.1%
	帰属	15	26	17	0	53
		8.4%	0.9%	1.9%	18.3%	21.9%
	配賦	15	29	19	0	50
		8.5%	1.0%	2.1%	16.9%	20.7%
		54	119	161	2	105
		30.2%	4.2%	17.8%	41.8%	43.0%
合計		180	2,866	904	5	244
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

：6部門整理値

約95%

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第6条第1項

事業者（中略）は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、（中略）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、**発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理**しなければならない。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第6条第2項

事業者は、前項の規定により**同項第六号（注：一般管理費）に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を**、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、**同項第一号から第五号（注：水力発電費から販売費）までに掲げる部門にそれぞれ配分**することにより整理しなければならない。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 別表第2第1表1

- 基礎原価等項目ごとの額のうち**発生の主な原因に応じて配分が可能な額を**、基礎原価等項目ごとに、**各部門に直接整理**（以下「直課」という。）すること。
- （１）の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を**、第2表に定める**活動帰属基準**（代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）**又は配賦基準**（他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）**を用いて整理**すること。

- 一般管理費等のうち、建設分担関連費振替額（貸方）、社債発行費、電気事業報酬については、費用をより適切に配分する観点から、料金算定規則に定められた基準ではなく、事業者の実情に応じた基準「事業者設定基準」を設定しております。

【事業者設定基準一覧】

料金算定規則			事業者設定基準		
建設分担関連費振替額(貸方)	帰属	直課された各部門設備別帳簿原価比	帰属	業務設備配分後の各部門設備別帳簿原価比	
社債発行費	帰属	各部門設備別帳簿原価比	帰属	業務設備配分後の各部門設備別帳簿原価比	
電気事業報酬	配賦	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比	帰属	特定固定資産	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）
			配賦	建設中の資産	業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比
			帰属	運転資本(営業資本)	各部門営業資本構成比

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第6条第5項

第2項及び前項の規定において、**事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合**であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、**第2項及び前項の基準によらないことができる。**

4 機能別配分（販売費の配分）

8

■ : 各原価合計額 ※値は億円単位、3年平均値。
■ : 事業報酬（再掲）

【総原価(非NW)】

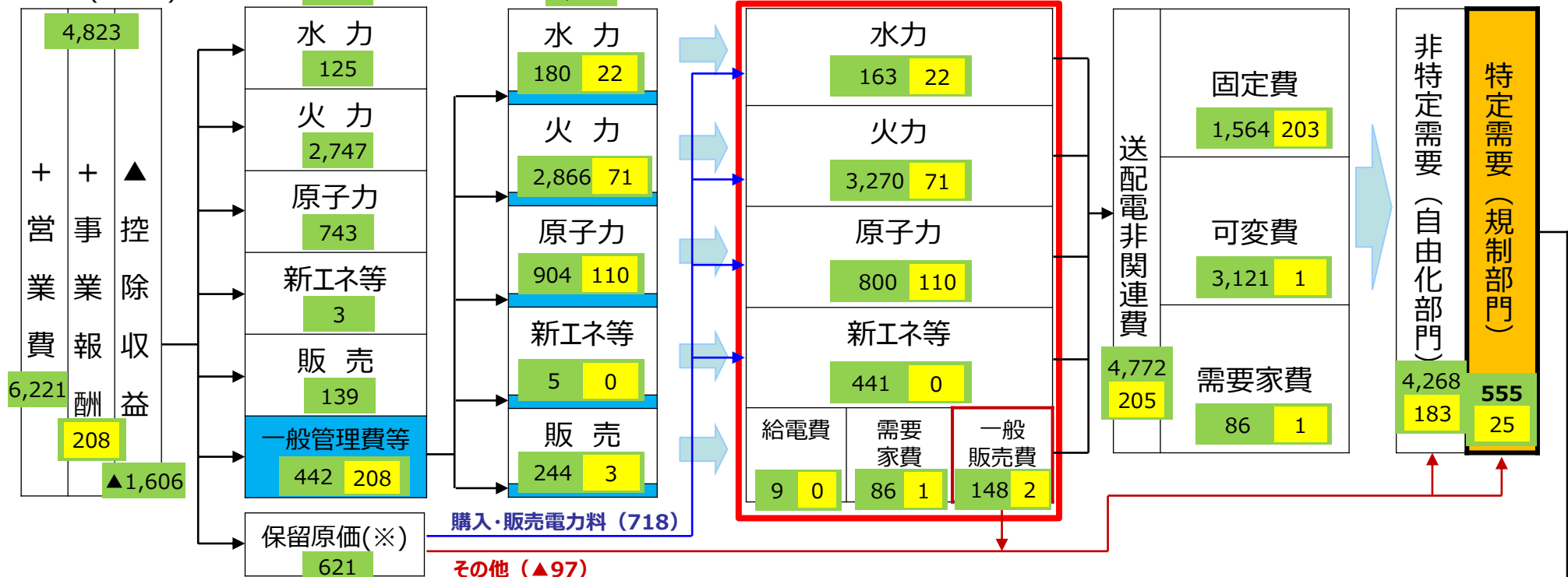
【①6部門整理】

【②一般管理費等の配分】

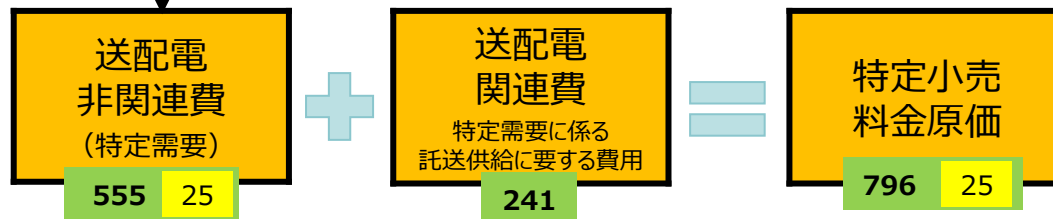
【③機能別配分】

【④固定費・可変費配分】

【⑤需要種別配分】



【⑥送配電関連費の算定】



(※)保留原価：購入・販売電力料、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、電力費振替勘定(貸)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益

4 機能別配分（販売費の配分）

9

- 販売費に整理された額を、ABCの考え方に基づき、給電設備に係る費用を「給電費」に、調定・集金に係る費用を「需要家費」に、その他の費用を「一般販売費」に配分します。

【販売費の配分結果】

(単位：億円)

	対象費用	配分比率	販売費	給電費	需要家費	一般販売費
直課	委託集金費、委託費、普及開発関係費等	-	32	-	24	8
帰属・配賦	固定資産税、減価償却費等	床面積比 (自社所有物件)	98	5	28	64
	賃借料	床面積比 (賃借物件)	9	0	2	6
	修繕費、委託費	床面積比 (自社・賃借物件)	23	0	7	15
	給料手当、厚生費、消耗品費 等	人員数比	80	2	23	54
合計			244	9	86	148



コストドライバー	配分比率		
	給電費	需要家費	一般販売費
人員数比	6.078%	28.509%	65.413%
業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件)	3.487%	29.167%	67.346%
業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件に限る)	3.550%	28.236%	68.214%
業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る)	3.323%	31.552%	65.125%

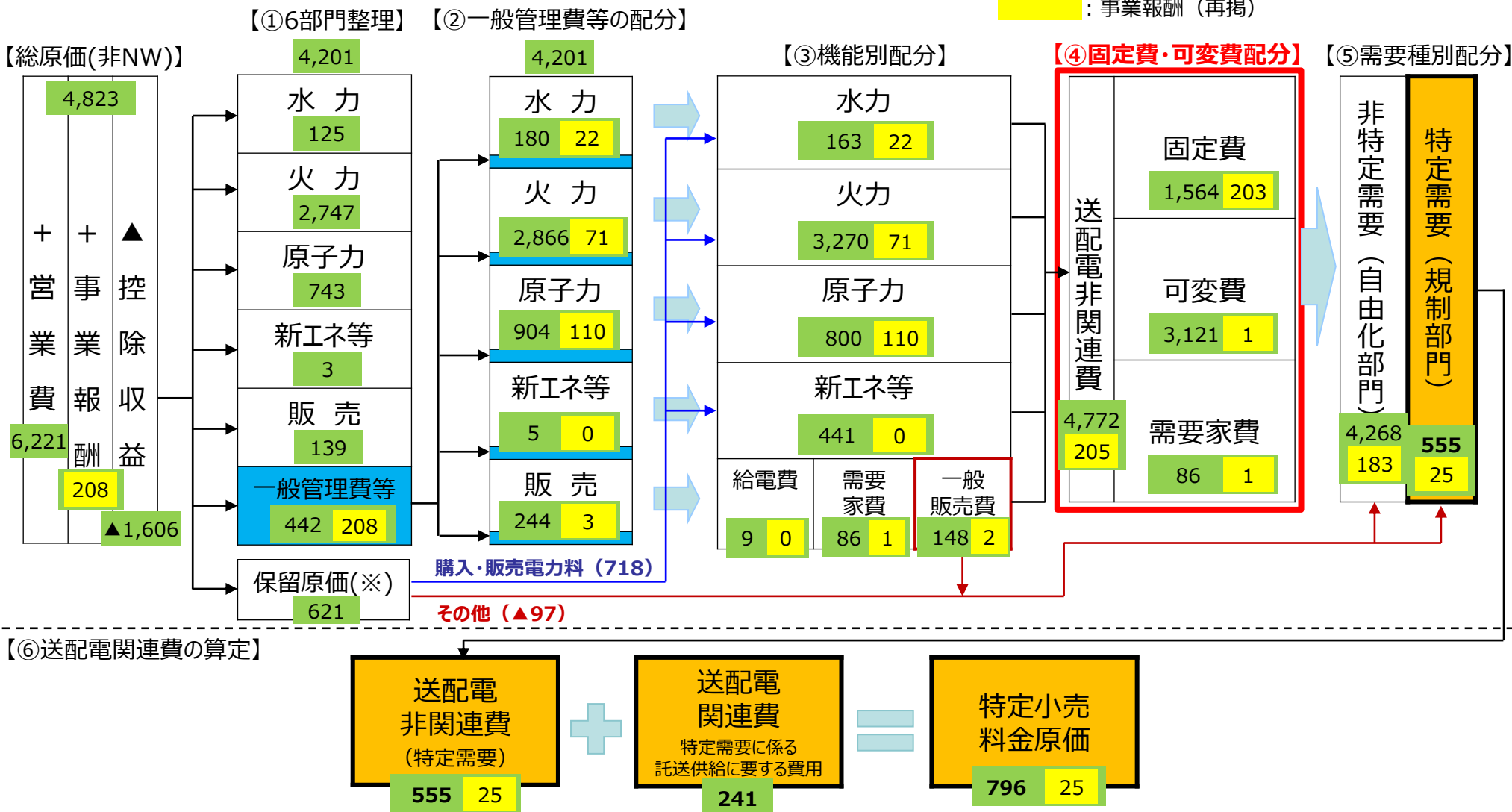
みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第6条第4項

- 4 事業者は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価について、販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、**別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により**、給電設備に係る第一次整理原価（以下「**給電費**」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「**需要家費**」という。）並びにその他販売費（以下「**一般販売費**」という。）に配分することにより整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

5 固定費／可変費への配分

10

■ : 各原価合計額 ※値は億円単位、3ヵ年平均値。
■ : 事業報酬（再掲）



(※)保留原価：購入・販売電力料、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、電力費振替勘定(貸)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益

○ 販売電力量に関らず必要な費用は「固定費」、販売電力量によって変動する費用は「可変費」へ整理します。

【固定費／可変費への配分結果】

(単位：億円)

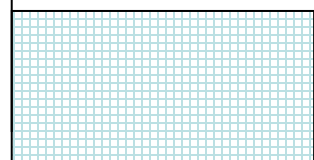
送配電非関連費			
合計	固定費	可変費	需要家費
4,772	1,564	3,121	86

※ 固定費／可変費への配分結果の詳細は、4ページに記載。

固定費

販売電力量に関らず必要な費用

費用



kWh

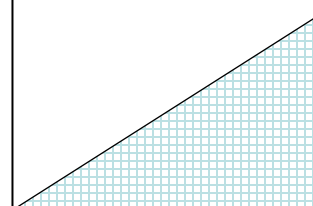
【費目の具体例】

- ・人件費
- ・減価償却費
- ・購入電力料のうち基本料金
- ・消耗品費のうち50% (※)

可変費

販売電力量によって変動する費用

費用



kWh

【費目の具体例】

- ・燃料費
- ・原子力バックエンド費用(一部除く)
- ・購入電力料のうち電力量料金
- ・消耗品費のうち50% (※)

※消耗品費（事務用品や発電所の潤滑油脂費等）は、固定費と可変費双方の要素を持つが、厳密な区分は困難であるため、固定費・可変費に1/2ずつ整理。

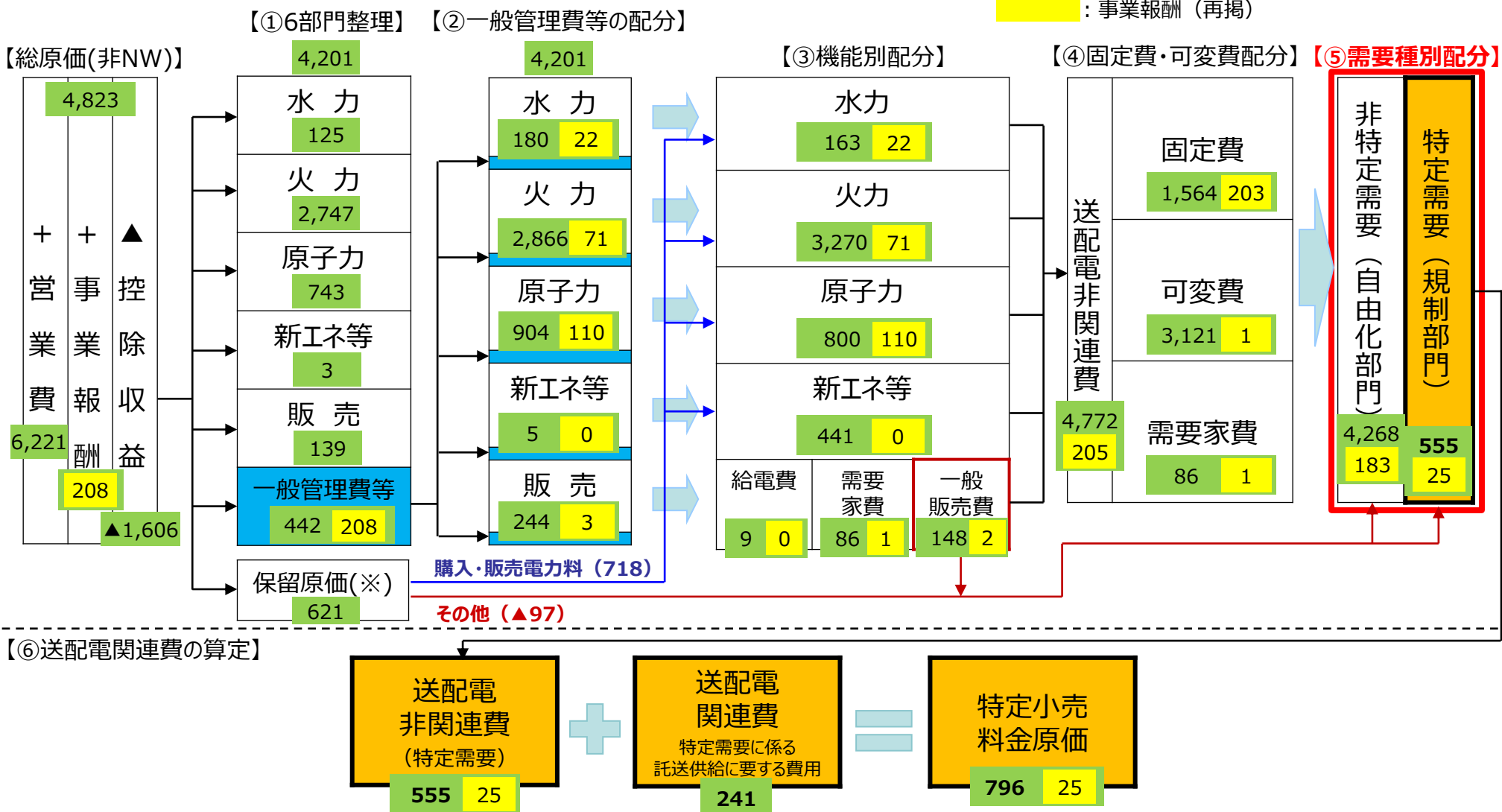
みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第8条

- 事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、**販売電力量にかかわらず必要**な送配電非関連費（以下「**送配電非関連固定費**」という。）及び**販売電力量によって変動**する送配電非関連費（以下「**送配電非関連可変費**」という。）に配分することにより整理し・・・（以下略）
- 第一項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第一項第一号及び第三号の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

6 各需要種別への原価配分・保留原価の整理

12

■ : 各原価合計額 ※値は億円単位、3ヵ年平均値。
■ : 事業報酬（再掲）



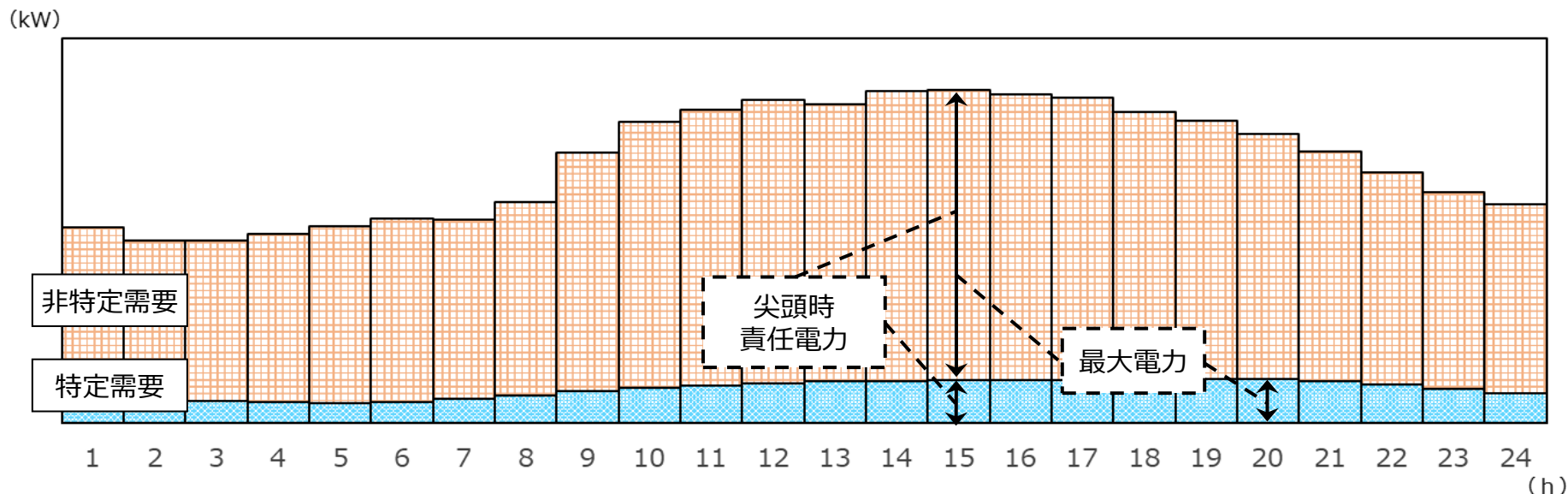
(※)保留原価：購入・販売電力料、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、電力費振替勘定(貸)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益

- 原価の需要種別別配分については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に則り、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて特定需要（規制部門）・非特定需要（自由化部門）へ配分します。

固定費 （販売電力量に関わらず必要な費用）	特定需要・非特定需要へ配分（2:1:1比）	特定需要	12.018%
		非特定需要	87.982%
可変費 （販売電力量によって変動する費用）	特定需要・非特定需要へ配分（発受電量比）	特定需要	10.020%
		非特定需要	89.980%
需要家費 （契約口数に比例する費用）	特定需要・非特定需要へ配分（口数比）	特定需要	56.279%
		非特定需要	43.721%

$$\bigcirc \text{ 2 : 1 : 1 比 (\%)} = (\text{最大電力ウエイト} \times 2 + \text{夏期尖頭時責任電力ウエイト} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力ウエイト} \times 0.5 + \text{発受電量ウエイト} \times 1) \div 4$$

【2 : 1 : 1 比の諸元イメージ (夏期の場合)】



○尖頭時責任電力 … 夏期・冬期の最大電力発生時 (夏期の場合は15時) における需要種別別 (特定需要・非特定需要) の需要電力

○最大電力 … 年間最大電力発生日 (夏期) における電圧別の最大需要電力 (特定需要の場合は20時)

【送配電非関連固定費の配分比率】

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特定需要	564 (①12.983%)	549 (②12.682%)	458 (③11.490%)	2,362.1 (④10.020%)
非特定需要	3,780 (87.017%)	3,780 (87.318%)	3,528 (88.510%)	21,211.7 (89.980%)
合計	4,344	4,329	3,986	23,573.8

・2 : 1 : 1 比の算定

$$\text{特定需要配分比率 (\%)} = (\text{①}12.983\% \times 2 + \text{②}12.682\% \times 0.5 + \text{③}11.490\% \times 0.5 + \text{④}10.020\% \times 1) \div 4 = \underline{12.018\%}$$

- ①需要種別別の電力量と、②時間別（１～24時）の電力需要比率から、夏期・冬期最大電力発生日の需要種別別・時間別電力需要を算出。
- 上記から、「２：１：１比」で使用される、【１】年間最大電力発生日（夏期）の需要種別別最大需要電力（特定需要は20時に発生）、【２】夏期最大電力発生時の需要種別別需要電力、【３】冬期最大電力発生時の需要種別別需要電力を算出。

①需要種別別の電力量

需要種別別の月間電力量、最大３日日量比率※¹を用い、夏期・冬期最大電力発生日の日電力量〔送電端〕を算出（夏期最大電力は８月、冬期は２月に発生）

×

※ 1 各月の日電力量平均値に占める最大電力発生日（上位３日）の日電力量平均値の比率

②需要種別別の時間別
電力需要比率

夏期・冬期最大電力発生日の時間別（１～24時）の電力需要比率※²を算出

※ 2 スマートメーター30分値データを基に算出

＝

需要種別別・時間別
電力需要

【１】年間最大電力発生日（夏期）における需要種別別の最大需要電力
（特定需要は20時に発生）

【２】夏期最大電力発生時（15時に発生）における需要種別別の電力需要

【３】冬期最大電力発生時（19時に発生）における需要種別別の電力需要

(億円)

項目	金額	固／可区分	配分比率	
①原子力廃止関連仮勘定償却費	43	固定費	原価比	→ 保留原価配分前の固有費比率
②賠償負担金相当収益	▲ 25	固定費	原価比	
③廃炉円滑化負担金相当収益	▲ 57	固定費	原価比	
④一般販売費	148	固／可／需	原価比	→ 保留原価配分前の固有費 + ①～③の合計の比率
⑤電気事業雑収益	▲ 105	固／可／需	原価比	
⑥預金利息	▲ 0	固／可／需	原価比	→ 保留原価配分前の固有費 + ①～④の合計の比率
⑦事業税	50	固／可／需	原価比	
⑧電力費振替勘定（貸方）	▲ 2	固／可／需	原価比	→ 保留原価配分前の固有費 + ①～⑥の合計の比率
合計	51			

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

第11条 事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうちの原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により整理された送配電非関連費を、送配電非関連固定費に整理しなければならない。

3 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

～

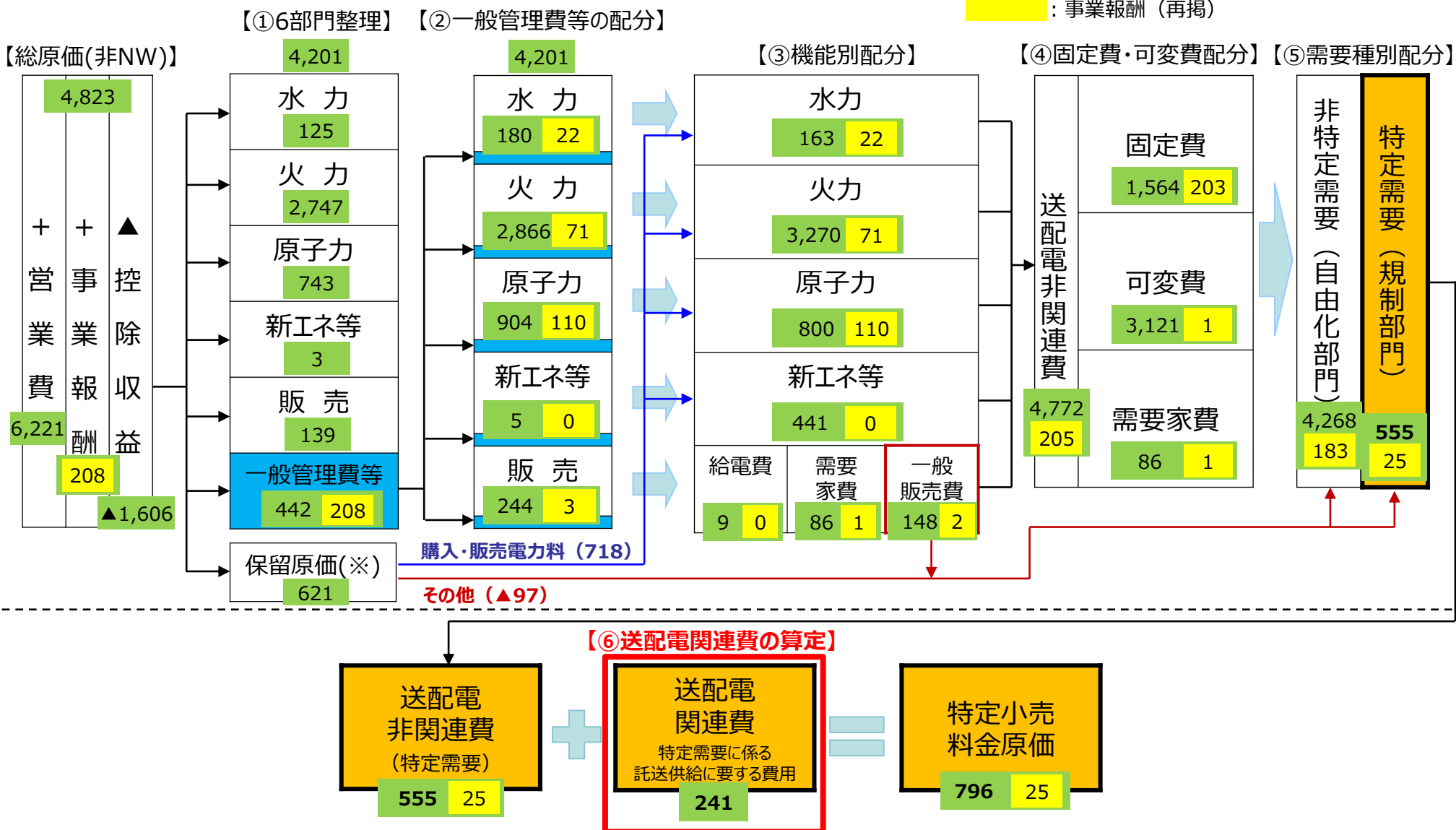
第14条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費

三 第十条から前条までの規定により整理された需要家費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 需要家費

※値は億円単位、3年平均値。



(※)保留原価：購入・販売電力料、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、電力費振替勘定(貸)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益

- 送配電関連費は、レベニューキャップ制導入に伴う四国電力送配電の新託送供給等約款に基づき、規制需要に係る託送供給に要する費用を算定した結果、241億円となりました。

◆ 送配電関連費内訳

(単位：億円)

	金額
定額電灯	1
従量電灯A	153
従量電灯B	10
臨時電灯	1
公衆街路灯	13
低圧電力	55
臨時電力	0
農事用電力	5
その他 ※	0
合計	241

四国電力送配電が託送供給等約款において定める料金率に
対象需要を乗じることにより算定

※ 近接性評価割引及び事業用電力、停止中所内電力、揚水ロスに係る接続料金のうち、規制部門相当額

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第16条

事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

- 二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）として、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額 送配電関連費

8 費目別の規制部門・自由化部門への配分

19

- 規制・自由化両部門への原価配分結果は、以下のとおり規制：自由＝12％：88％となっております。
 - なお原価には、燃料費のように販売電力量（kWh）に応じて発生する費用（可変費：発受電量（kWh）比にて規制部門へ10％が配分される）に加え、修繕費のように専ら最大電力（kW）※等に応じて必要となる費用（固定費：2:1:1比にて規制部門へ12％が配分される）などが含まれるため、配分結果は販売電力量比率（規制：自由＝10％：90％）とは一致しません。
- ※ 規制部門の方が、販売電力量あたりの使用電力が大きいいため、kWh比に比べてkW比のウェイトが大きくなります。

【費目別の規制・自由配分結果】

（単位：億円、億kWh）

	合計	規制部門	自由化部門
人件費	195	31 (16%)	163 (84%)
修繕費	317	38 (12%)	278 (88%)
燃料費	2,291	229 (10%)	2,062 (90%)
減価償却費	329	40 (12%)	288 (88%)
事業報酬	208	25 (12%)	183 (88%)
購入電力料	2,137	221 (10%)	1,915 (90%)
公租公課	166	20 (12%)	146 (88%)
その他営業費	783	117 (15%)	665 (85%)
控除収益	▲ 1,606	▲ 169 (11%)	▲ 1,436 (89%)
総原価（非NW）	4,823	555 (12%)	4,268 (88%)
（参考）総原価（送配電関連費を含む）	6,151	796 (13%)	5,354 (87%)

… 発受電量(kWh)比

〔※送電ロス差により販売電力量比と完全には一致しない。〕

販売電力量	224	22 (10%)	202 (90%)
-------	-----	----------	-----------

… 自社分を除く。

（注：料金算定規則上は費目別の規制・自由配分は行っていないため、料金算定規則の計算ルールに準じて算定したもの）

（例）修繕費

	合計	規制部門	自由化部門
①固定費	310	37 (12%)	273 (88%)
②可変費	3	0 (10%)	2 (90%)
③需要家費	1	0 (56%)	0 (44%)
④一般販売費	2	0 (12%)	2 (88%)
計	317	38 (12%)	278 (88%)

… 2:1:1比

… 発受電量比

… 口数比

… 原価比

- 原価配分の結果、規制／自由化部門の原価額は、概ね 1 : 9 の比率となっております。また、今回申請原価における事業報酬も概ね 1 : 9 で配分されております。
- また、前回改定及び2017年度以降の部門別収支実績は以下の通りです。
- 2018年度、2019年度については、需要減少に伴い、電気料金に占める固定費の割合が高い規制部門が赤字となったが、2020年度、2021年度については、伊方発電所3号機の稼働停止や燃料価格高騰の影響から、全体の赤字額が電気料金に占める可変費の割合がより高い自由化部門に大きく影響しており、規制部門と自由化部門の利益率に乖離が生じております。

(単位：億円)

		申請原価 (2023改定)	前回改定 (2013改定)	部門別収支実績				
				2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
原価額	規制部門	796 (13%)	1,773 (36%)	1,569 (34%)	1,347 (30%)	1,156 (27%)	1,009 (27%)	943 (23%)
	自由化部門	5,354 (87%)	3,165 (64%)	3,039 (66%)	3,158 (70%)	3,091 (73%)	2,737 (73%)	3,175 (77%)
事業報酬	規制部門	25 (12%)	110 (39%)	-	-	-	-	-
	自由化部門	183 (88%)	169 (61%)	-	-	-	-	-
利益額	規制部門	-	-	40 (28%)	▲ 13 (-)	▲ 15 (-)	0 (-)	▲ 5 (-)
	自由化部門	-	-	105 (72%)	123 (-)	173 (-)	▲ 211 (-)	▲ 319 (-)

(参考)

(単位：億kWh)

販売 電力量	規制部門	22 (10%)	74 (27%)	63 (25%)	52 (22%)	45 (20%)	41 (19%)	36 (16%)
	自由化部門	202 (90%)	201 (73%)	188 (75%)	180 (78%)	178 (80%)	179 (81%)	190 (84%)
原子力利用率		80.4%	76.7%	52.0%	42.8%	75.4%	0.0%	31.6%

※ 原価額について、前回改定及び申請原価には原価額（送配電関連費を含む）、実績にはみなし小売電気事業者部門別収支計算規則における電気事業収益を記載しています。

※ 利益額は、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則における電気事業収益から電気事業費用を除いたものになります。

※ 販売電力量は、自社消費分を除きます。

※ 前回改定値については、現在の規制部門と自由化部門の範囲での値を記載しています。

※ 原子力利用率については、伊方発電所3号機単体ベースでの利用率を記載しています。